

(第44条関係)

鳥取県有機農産物等認証業務苦情処理規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第44条の規定に基づき、県が認証に関する異議申し立て、有機農産物等に関する苦情又は請求（以下「苦情」という。）を適正かつ迅速に処理するため必要な事項について規定する。

(苦情の受付)

第2条 苦情があったとき、事務局は別記様式に定める「有機農産物等苦情処理票」により受け付ける。

2 県は、第1項により正式に苦情を受け付けた旨を、申立て者に通知するものとする。

(苦情の処理)

第3条 県は、前条で受け付けた苦情について、県で検討した結果を文書で回答するなど適切に処理しなければならない。

2 県は、苦情の内容が認証の判定に関するときは、必要に応じて再検査を行うものとする。再検査を行う検査員及び再検査結果に基づき判定を行う判定員は、当該苦情に関与しない者より指名するものとする。

3 県は、前条により受け付けた苦情により、不適合業務が検出された場合又は不適合の発生する恐れのある場合は、鳥取県有機農産物等認証業務の不適合業務の是正及び予防に関する規程に基づき処理するものとする。

4 県は、第1項で規定する対応結果について相手方が異議申し立てを行った場合は、当該申し立ての内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応を相手方に回答するものとする。

(賠償責任)

第4条 県は、県が行う認証業務を原因とする賠償責任などの債務に対して適切に対応するものとする。

(記録の保持)

第5条 県は、苦情の処理の経緯及び対処の結果を記録し、それを保持するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月19日から施行する。

年 月 日

有機農産物等苦情処理票

整理番号						
受付年月日		年 月 日				
方 法		<input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他				
相手方	住 所			対 応 者	担当	
	ふりがな				職	
	氏 名				氏名	-----
	電 話				時間	
項 目 :						
(内 容)						
(処理方法・結果)						
回答の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
処理 結果	回 答 日					
	回答の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
備考						